

議第26号

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を次のように改正する。

第5条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等（前号に掲げる者を除く。）

第7条第1項中「第5条第1号、第4号及び第5号」を「第5条第1号、第5号及び第6号」に改め、同条第2項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 第5条第3号及び第4号に掲げる者（第1号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。）を利用する者に限る。）第1号通所事業に関し同法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額
第7条第2項第6号中「第5条第6号」を「第5条第7号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 京都市老人デイサービスセンター条例第5条第3号に掲げる者（平成29年3月31日において要支援認定（介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定をいう。）を受けていた者であって、同月において介護予防通所介護（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。以下同じ。）を受けていたものに限る。）が老人デイサービスセンターを利用する場合（介護予防通所介護を受ける場合に限る。）の利用料金の額については、この条例による改正後の京都市老人デイサービスセンター条例第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、老人デイサービスセンターにおいて第1号通所事業を行うこととするために必要な事項を定めるとともに、規定を整備する必要があるので提案する。